



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 障がい者施策の基本理念

本市の障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた橋本市障がい者計画においては、「すべての人が、お互いを尊重し いきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念とし、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会をめざします。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末時点の施設入所者数は62人で、国基本方針では1人削減となるが、計画策定時点で63人が利用し、現状施設入所待機者が多く令和元年度末の入所者数を上回らないようにする。
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点の施設入所者数は62人で、国基本方針では4人の地域移行となるが、前計画期中の3年間では1人のみであったことから、2人を目標とします。

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	62人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターをはじめとした相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域定着に必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を促進します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	活動指標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30	35	40
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの機能について検討を図ります。

精神障がいのある人の家族に対する支援の充実に向け、関係者の協議の場として橋本・伊都地域自立支援協議会精神保健ネットワーク部会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	令和5年度末までに圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の設置を目指します。 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討を行います。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	3	3	3
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6	6	6

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、橋本・伊都地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	就労移行支援12人、就労継続支援A型4人、就労継続支援B型5人の計21名を目標とします。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度末時点は9人で、国基本方針の12人を目標とします。
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度末時点は3人で、国基本方針の4人を目標とします。
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度末時点は4人で、国基本方針の5人を目標とします。
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	令和元年度末時点就労定着支援事業所がない。

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	21人 (1.31倍増)
令和5年度までの一般就労移行者数(就労移行支援)	12人 (1.33倍増)
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続支援A型)	4人 (1.33倍増)
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続支援B型)	5人 (1.23倍増)
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	9人 (75%)
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	—

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を橋本・伊都地域自立支援協議会就労支援部会等の場を活用して協議を進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	児童発達支援センターは1か所設置済み。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	保育所等訪問支援事業所は2か所設置済み。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、現在未設置となっていますが、今後圏域に少なくとも1か所以上確保することを目指します。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、現在未設置となっていますが、今後圏域に少なくとも1か所以上確保することを目指します。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	令和5年度末までに、圏域の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	令和5年度末までに、圏域において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

目標値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所以上
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有

目 標 値	
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所以上
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0	20	30
ペアレントメンターの人数	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

目標実現に向けた取組

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を活用し、障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等に向け検討を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度末までに、圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2	2	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 2	1 2	1 2

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築を目指します。

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	12	12	12

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。